

漁業共済加入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の主要産業の一つである採藻漁業において資源の減少等の異常な事象、または自然災害等の事故により受ける損失を補填し、着業資金の確保による漁業経営の安定に資する漁業共済制度への加入促進を目的に交付する補助金に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「漁業共済制度」とは、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）に基づく漁獲共済のうち、1号漁業（天然コンブ）を対象としたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、漁業共済制度に加入する漁業者から掛金を徴収している函館市内に所在する漁業協同組合とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助金を受けようとする年度の共済掛金の合計額から国の補助金額を除いた額とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助金を受けようとする年度の前々年共済契約の純共済掛金の2.5%とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金等交付申請書には、規則第7条第2項第1号および第2号に掲げるもののほか、その他市長が特に必要と認めるものを添付して提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の適否を決定するものとする。

(実績の報告)

第8条 補助事業等実績報告書には、規則第17条第2項第1号および第2号に掲げるもののほか、その他市長が特に必要と認めるものを添付して提出しなければならない。

(額の確定等)

第9条 市長は、前条の補助事業等実績報告書等により報告を受けた場合は、当該報告書等が補助金等の交付決定の内容および付した条件に適合しているか検査を行い、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。